

令和 6 年度経営計画の評価

令和 7 年 7 月 1 8 日

鹿児島県信用保証協会

はじめに

当協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、「第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）」の基本方針のもと、「令和6年度経営計画」を策定し、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、当協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の当協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、令和6年10月に、上半期についての中間的な評価を行うとともに、本年5月から関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」において協議・検討を重ね、「令和6年度経営計画の自己評価（案）」（以下「評価案」という。）を作成しました。

この「評価案」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、「令和6年度経営計画の評価」として取りまとめました。

今後、この評価結果を十分に活用しながら、当協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めてまいります。

「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「評価案」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

令和7年7月18日
鹿児島県信用保証協会
会長 川 野 敏 彦

I 令和6年度経営計画の評価（各部門別）

1 保証部門

評価項目	評価項目の自己評価
ア 中小企業者等の多様な資金ニーズに応じた保証の推進	物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小企業者等の資金繰りを支援するため、伴走支援型特別保証制度やその後継制度である経営力強化保証制度などの積極的な周知・活用に取り組み、事業計画の達成には至らなかったものの、一定の保証利用推進を図ることができた。 また、経営者保証を不要とする保証制度等の周知及び利用促進に努めたことから、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が十分できたものと評価している。

課題解決のための方策	
方策の項目	項目別の自己評価
(ア) 多様な資金ニーズに応じた適切な保証対応	物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況にある中小企業者等に対し、金融機関と連携して伴走支援型特別保証制度及び経営力強化保証制度を積極的に活用して、コロナ関連保証の借換え等による資金繰り支援に努めた。 また、創業に対する支援については、保証月報等による周知や商工団体の創業塾への参加等により創業資金の利用促進に努めるとともに、保証後のフォローアップを実施することで、課題やニーズを的確に捉え、追加保証や専門家派遣に繋がった。 その他、経営革新計画承認企業への資金ニーズの確認や国の補助制度と連携した保証等積極的な対応を行った。 以上の通り、多様な資金ニーズに応じた適切な保証対応に努めたものの、中小企業者等の資金ニーズが低調だったことから保証承諾は、件数・金額ともに前年比約8割にとどまった。
(イ) 経営者保証改革の推進	経営者保証を不要とする保証への取組については、金融機関訪問時や研修会開催時に経営者保証免除に係る要件等の説明を行い、制度の周知を図った。 また、経営者保証を付けた申込案件の中でも、経営者保証免除の要件に該当すると思われる案件については、個別に金融機関を通じて申込人に経保免除の提案を行うなど積極的な推進を図った結果前年を上回る実績に繋がった。 以上のことから、経営者保証改革の推進が十分図られたものと判断している。
(ウ) 迅速かつ的確な保証対応	信用保証協会電子受付システムは、令和6年度中に6金融機関が利用開始したことにより、保証申込全体の大部分（約9割）を占める金融機関での利用が可能となった。 簡易審査の活用や審査担当者の未処理案件の進捗管理及び進捗状況を踏まえた案件振り分けなどに努めた結果、保証内定平均日数は4.9日となり、目標を達成することができた。 また、若手職員を主体に本業支援を実施する企業への経営支援に同行したほか、申込人の財務諸表等のCRD入力処理に必要な知識の習得を行うなど、担当者のスキルアップを行った。 以上のことから、迅速かつ的確な保証対応ができたものと判断している。

評価項目	評価項目の自己評価
イ 中小企業者等への効果的な資金繰り支援のための金融機関等との連携強化	金融機関訪問や地域ブロック別の情報交換会等を通じて、中小企業者等の資金ニーズやプロパー融資の状況等について情報共有と目線合わせに努めた。また、商工団体等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、自治体に対しては制度融資の利便性向上に向けた要請を行うなど、中小企業者等への効果的な資金繰り支援のための連携強化が図られたものと評価している。

課題解決のための方策	
方策の項目	項目別の自己評価
(ア) 金融機関との対話を通じた情報共有と目線合わせ	金融機関本部の定期訪問によるプロパー融資の状況等の把握、同営業店訪問や地域ブロック別の情報交換会を活用した保証制度の説明等を通じ、金融機関との情報共有や目線合わせが図られたものと判断している。
(イ) その他の関係機関との連携・協力の推進	商工団体訪問時や商工団体、士業団体主催の研修会等において、保証制度の案内及び利用促進を行った。 また、県、鹿児島市などの自治体へは、制度融資の利便性向上に向けた要請、意見の交換等を行った。 以上のことから、その他の関係機関との連携・協力の推進が図られたものと判断している。

2 期中管理部門・経営支援部門

評価項目	評価項目の自己評価
ア 経営改善・事業再生支援等の充実・強化	中小企業者等の多様な経営課題の解決に向けて、経営改善支援連絡会議等を通じた早い段階での経営改善支援に努めるとともに、専門家派遣や関係機関と連携した本業支援を実施した。また、返済緩和先など再生フェーズの中小企業者等に対しては、借換（正常化）や条件変更等の弾力的な支援のほか、中小企業活性化協議会への相談持ち込みを行うなど積極的な経営支援を実施した。これらのことから、経営改善・事業再生支援等の充実・強化が図られたものと評価している。

課題解決のための方策	
方策の項目	項目別の自己評価
(ア) 中小企業者等の経営実態に即した経営支援	経営改善支援連絡会議等を通じた早期支援については、連絡会議の幹事会等の開催や金融機関、各支援機関が主催する研修会等への積極的な参加を通じて連携強化を図った。 特に、本業支援については、ゼロゼロ融資先データを活用した効果的なターゲティングを行ったことにより、支援実績は前年を大きく上回った。 返済緩和先など経営改善・再生フェーズでの支援強化については、コロナ関連保証の返済緩和先などのうち重点管理先等を選定し、経営サポート会議等の開催や外部専門家の派遣、よろず支援拠点と連携した本業支援などに取り組んだ。 また、保証付融資のシェアの高い中小企業者等を中心に、メイン金融機関と目線合わせの上、直接又は金融機関を経由して間接的に、活性化協議会への相談持ち込みを行った。 以上のことから、中小企業者等の経営実態に即した効果的な経営支援が実施できたものと判断している。
(イ) 円滑な事業承継に向けた支援	金融機関や事業承継・引継ぎ支援センター等と積極的に情報交換を行うとともに、金融機関に対し事業承継特別保証制度の候補先企業を共有したほか、事業承継支援ニーズを把握するためのDMによるアンケート調査を行うなど、積極的な取組を行った。 事業承継対策資金の実績にもつながり、円滑な支援に努めることができたかと判断している。
(ウ) 経営改善・再生支援のための金融機関等との連携強化	定期的に金融機関や活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等を訪問し、経営支援に関する情報交換や意見交換を行ったほか、九州経済産業局や南九州税理士会等の関係機関とも意見交換を実施したことで、支援業務を着実に進めるための連携強化が図られたものと判断している。
(エ) 経営支援の効果的な実施のための検証	「経営支援の効果検証に係る実施要領」に基づき、平成30年度から令和2年度に実施した経営支援メニューについて、検証を実施し、「業況好転企業」と「横ばい企業」を合算した割合が目標値以上という結果を得ることができた。 これらのことから、実施要領に基づき経営支援の効果的な実施のための検証ができたものと判断している。
(オ) 経営支援に係るスキルアップに向けた取組強化	経営支援・事業再生支援業務を円滑に、かつ、着実に進めるために、各関係機関等が開催するセミナー・研修会等に積極的に参加し、経営支援・事業再生支援に係る様々な手法の習得に努めた。 これらのことから、経営支援に係るスキルアップに向けた取組強化が図られたものと判断している。

3 回収部門

評価項目	評価項目の自己評価
ア 的確な代位弁済の履行と効率的な求償権の管理・回収等	代位弁済は増加傾向にあるなか、金融機関と連携し迅速な履行に取り組み、代位弁済請求受理日数及び代位弁済処理日数は、ともに減少し、支払利息率も低水準に抑えられたことから、適時・的確な代位弁済が履行できたものと評価している。 また、求償権の管理・回収については、新規求償権に対する早期回収着手、効率的な訪問督促や督促強化、有担保求償権に対する効果的かつ柔軟な取組により、計画を上回る回収実績に繋がったものと評価している。

課題解決のための方策	
方策の項目	項目別の自己評価
(ア) 適時・的確な代位弁済の履行	代位弁済の件数・金額が増加傾向にあるなか、金融機関との連携強化に努め、迅速な期限の利益喪失手続きや金融機関担保の確定手続きを依頼することで、代位弁済請求書の平均受理日数減少に繋がった。 また、代位弁済請求書受理後は、迅速な代位弁済処理に努めたことにより、代位弁済処理日数も減少し、支払利息率は低水準に抑えることができたと判断している。 以上のことから、適時・的確な代位弁済の履行は適切に行われたものと判断している。
(イ) 求償権の適正管理と回収推進	新規求償権については、代位弁済の増加に伴い調査等を要する企業数が増加したものの、早期の状況把握を行い、効果的な回収方針の決定に努めた。 既存求償権については、効率的な訪問督促や弁済中断先等への督促強化に努めたことにより、定期回収等による回収額が増加した。 また、連帯保証人や相続人による長期定期弁済先に対し、一部弁済による保証債務免除制度を活用した回収推進に取り組んだことにより、保証債務免除に係る回収額が増加した。 有担保求償権については、担保物件の実地調査の早期着手に努めるとともに、物件や債務者等の現状に応じた効果的な処分や任意弁済による担保抹消に取り組んだ。 管理事務停止と求償権整理については、回収が見込まれる求償権へ集中的な取組を行うため、費用対効果を踏まえながら、適時・的確な推進に努めた。 以上のことから、求償権の適正管理と回収推進は適切に行われたものと判断している。
(ウ) 求償権先に対する再チャレンジ支援	代位弁済後も事業を継続している求償権先を訪問し、経営改善に意欲のある求償権先に対し、専門家派遣を紹介、実施したことにより経営改善計画書を策定するなど、事業再生に向けた支援に取り組んだ。 なお、求償権放棄による再生支援については、代位弁済前から経営支援部門と連携し、関係機関との協議・調整に努めた。 また、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理にも適切に対応した。 以上のことから、求償権先に対する再チャレンジ支援は適切に行われたものと判断している。

4 その他間接部門

評価項目	評価項目の自己評価
ア 中小企業者等に信頼される組織・体制づくり	基本理念等の定着や主要事業の工程管理による業務の計画的な執行に努めるとともに、一般事業主行動計画に基づく働きやすい職場環境づくりや、職員研修等による人材育成に努めた。また、事務効率化やデジタル化を推進するとともに、事業継続計画に基づく訓練の実施により、安定的かつ効率的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取組ができた。 積極的な広報活動や地域貢献活動を含め、経営計画に沿った取組ができたものと評価している。
課題解決のための方策	
方策の項目	項目別の自己評価
(ア) 基本理念等の更なる定着へ向けた意識の醸成	職員一人一人が基本理念等を意識した課題を設定のうえ実践し、上司も基本理念等を意識した指導・助言等を行うことで、基本理念等の定着に向けた更なる意識の醸成が図られたと考えている。
(イ) 安定的かつ持続可能な協会運営のための経営基盤の強化	経営計画の主要事業について、年間工程管理表を作成し着実な実行に努めたほか、事務効率化等検討委員会を活用し、効率化や経費削減を推進するとともに、安全で効率的な資金運用に取り組んだ。 以上のことから、安定的かつ持続可能な協会運営を推進することができたものと判断している。
(ウ) 中小企業者等に信頼される人材の育成	大学や県が主催する企業説明会に積極的に参加して情報発信したほか、インターンシップを通して職場体験をしてもらう等、本協会への関心度や志望度を高めてもらえるよう取り組んだ。 また、外部研修への参加や職場内研修の実施、資格検定や通信教育の奨励に加え、職員の関係機関への出向も実施した。 さらに、役職定年者については、その経験や知識を活かした配置とし、後進の指導体制を敷いた。 以上のことから、中小企業者等に信頼される人材の育成に取り組むことができたものと判断している。
(エ) 働きやすい職場環境の整備	働きやすい職場環境の整備に向けて一般事業主行動計画に掲げる取組を推進した。 また、衛生委員会を活用して職場環境の改善を図るとともに、ウォーキングイベント等を通じて、職員の健康増進に努めた。 以上のことから、働きやすい職場環境の整備を推進することができたものと判断している。
(オ) デジタル化の推進	信用保証協会電子受付システムについて、令和7年3月末までに運用を開始した金融機関で全体の保証申込の約9割をカバーすることが見込まれるなど、令和3年6月に開始した保証書の電子発行（電子交付サービス）と合わせ、信用保証申込の受付から保証書の発行までの一連の手続きの電子化が実現した。 また、IT活用推進委員会においてデジタル化推進方針を取りまとめ、あわせて業務の効率化に繋がる新たなデジタルツールの導入に向けた取組を進めた。 以上のことから、デジタル化の推進に係る取組ができたものと判断している。
(カ) コンプライアンス態勢の充実・強化	コンプライアンス・プログラムに基づき各種の研修等を計画的に実施した。 ヒューマンエラーを原因とする保証料の誤徴収や書類紛失事故が発生したが、チェック表や事務フローの見直し等を行い、再発防止に努めた。 反社会的勢力への対応については新聞記事や関係機関の情報を基にデータベースを蓄積することで保証利用の未然防止に努めるとともに、反社会的勢力認定先（全て求償権先）の現況を定期的に確認した。 以上のことから、概ねコンプライアンスの遵守に向けた取組はできたものと判断している。
(キ) リスク管理体制の確立等	大震災等の非常事態に的確に対応し、事業継続体制の確保ができるよう、事業継続計画に基づく訓練等を実施し、職員の危機管理意識の向上に努めた。 また、電算システムの安定的な運用を図るために、年次スケジュールに従いパソコン等の計画的な更新を行った。 内部監査では、各部署の業務運営や事務処理の不備の改善等を促すことで、適正な事務処理に繋げた。 以上のことから、協会の事業継続及びシステムリスクに対応可能な体制の確立が図られてきているものと判断している。
(ク) 広報活動の充実	第3次広報活動基本方針及び令和6年度重点的取組事項に基づき、協会事業や中小企業者等に有用と思われる各種情報を、マスメディアや関係機関の広報誌、LINE等の様々な広報手段を通じて、積極的に情報発信した。 また、信用保証協会向けの監督指針改正に対応した情報開示をホームページ等を通じて行ったほか、信用保証の利用状況や経営支援に関する情報を保証月報等で積極的に開示することにより、金融機関等との情報共有、連携強化に資することができたものと判断している。
(ケ) 地方創生等への貢献	地域貢献活動の一環として、SDGs宣言のもと、ノベルティグッズの作成やSDGsに取り組む事業者の紹介などの取組を推進した。また、大学での出張講座やインターンシップを継続したほか、かごしまスポーツ応援団体として鹿児島ユナイテッドFC、鹿児島ギランティカップ等への協賛や広報を行うなど、地域貢献活動を推進することができたものと判断している。

Ⅱ 令和6年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価

1 事業計画

(単位：百万円，％)

項 目	5 年度 実績 A	6 年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	59,185	54,000	46,679	78.9	86.4	D	コロナ関連保証利用企業の資金繰り支援のため、伴走支援型特別保証制度及び経営力強化保証制度の活用による借換えに取り組んだものの、中小企業者の資金ニーズが想定以上に低調だったことから保証承諾は計画を下回った。
(2) 保証債務残高	237,141	216,000	210,154	88.6	97.3	B	保証承諾が計画を下回ったことやコロナ関連保証の期日前完済が想定以上であったことから、保証債務残高については計画を下回った。
(3) 保証債務平均残高	259,456	227,000	220,567	85.0	97.2	B	上記(2)と同様の理由により計画を下回った。
(4) 代位弁済	2,865	4,000	4,251	148.4	106.3	D	代位弁済は、新型コロナの影響を受けた中小企業者等が、更に原材料価格の高騰や人手不足等の影響を受けたこともあり、計画を上回った。
(5) 実際回収	588	490	492	83.7	100.4	A	実際回収は、新規求償権に対する早期回収着手、既存求償権に対する効率的な訪問督促や督促強化、有担保求償権に対する効果的かつ柔軟な取組により、計画を上回った。
(6) 求償権残高	812	999	1,158	142.6	115.9	D	求償権残高は、代位弁済が計画を上回ったこと、また、年度末に代位弁済が集中したことから、計画を上回った。

注) 項目(1)～(3)、(5) 達成度A：計画比100%以上，B：同95%以上100%未満，C：同90%以上95%未満，D：同90%未満
 項目(4)、(6) 達成度D：計画比100%以上，C：同95%以上100%未満，B：同90%以上95%未満，A：同90%未満

2 収支計画

(単位：百万円，%)

項 目		5 年度 実績 A	6 年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
			計画 B	実績 C				
(1) 経常収入		3,088	2,954	2,902	94.0	98.2		(2) 保証料 伴走支援型特別保証制度の受付が6月末に終了した以降は、保証申込が低調に推移したことや、保証債務平均残高が減少したこと等から、保証料は計画より52百万円下回った。 (3) 運用資産収入 定期預金、有価証券の利息収入が金利情勢等から増加したため、運用資産の利息収入は計画を7百万円上回った。 【定期預金利回り】 5 年度0.005%→ 6 年度0.05% 【有価証券利回り】 5 年度1.15%→ 6 年度1.19% (7) 業務費 事務費の節減等により、業務費は計画を115百万円下回った。 (12) 経常収支差額 経常収入は、保証料の減少幅が大きく、計画を52百万円下回った。 経常支出は、信用保険料、雑支出が減少し、計画を231百万円下回った。 その結果、経常収支差額は、計画より179百万円上回った。 (24) 経常外収支差額 経常外収支については、代位弁済の増加（前年比148.4%）により求償権償却や求償権償却準備金が増加したこと等から、計画を85百万円下回った。 (27) 当期収支差額 当期収支差額は、計画を94百万円上回る647百万円となった。
	(2) 保証料	2,338	2,100	2,048	87.6	97.5		
	(3) 運用資産収入	279	282	289	103.8	102.6		
	(4) 責任共有負担金	139	242	242	174.5	100.2		
	(5) その他	332	330	323	97.4	97.9		
(6) 経常支出		2,098	2,185	1,954	93.2	89.4		
	(7) 業務費	770	912	797	103.5	87.4		
	(8) 借入金利息	0	0	0	—	—		
	(9) 信用保険料	1,304	1,209	1,139	87.3	94.2		
	(10) 責任共有負担金納付金	0	0	0	—	—		
	(11) 雑支出	23	65	18	77.8	28.0		
(12) 経常収支差額		989	769	948	95.8	123.2	A	
(13) 経常外収入		4,607	5,260	5,270	114.4	100.2		
	(14) 償却求償権回収	77	85	66	86.5	77.9		
	(15) 責任準備金戻入	1,795	1,550	1,549	86.3	100.0		
	(16) 求償権償却準備金戻入	207	216	230	111.1	106.4		
	(17) 求償権補填金戻入	2,529	3,410	3,425	135.5	100.5		
	(18) その他	0	0	0	—	—		
(19) 経常外支出		4,587	5,476	5,572	121.5	101.7		
	(20) 求償権償却	2,793	3,712	3,748	134.2	101.0		
	(21) 責任準備金繰入	1,549	1,459	1,471	95.0	100.8		
	(22) 求償権償却準備金繰入	230	285	342	148.9	120.1		
	(23) その他	15	20	10	68.3	51.9		
(24) 経常外収支差額		20	△ 216	△ 301	△ 1,493.3	139.4		
(25) 制度改革促進基金取崩額		0	0	0	—	—		
(26) 収支差額変動準備金取崩額		0	0	0	—	—		
(27) 当期収支差額		1,010	553	647	64.0	116.9	A	
(28) 収支差額変動準備金繰入額		504	184	215	42.7	116.8		
(29) 基金準備金繰入額		506	369	432	85.4	117.0		
(30) 基金準備金取崩額		0	0	0	—	—		
(31) 基金取崩額		0	0	0	—	—		

注) 項目(12)、(27) 達成度A：計画比100%以上，B：同95%以上100%未満，C：同90%以上95%未満，D：同90%未満

3 財務計画

(単位：百万円，％)

項 目		5 年度 実績 A	6 年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B
			計画 B	実績 C		
年度 金融 機関 等 負担 金・ 金	(1) 県	0	0	0	—	—
	(2) 市 町 村	0	0	0	—	—
	(3) 金融機関等	0	0	0	—	—
	(4) 合 計	0	0	0	—	—
(5) 基金取崩		0	0	0	—	—
(6) 基金準備金繰入		506	369	432	85.4	117.0
(7) 基金準備金取崩		0	0	0	—	—
期 末 基 本 財 産	(8) 基 金	5,789	5,789	5,789	100.0	100.0
	(9) 基金準備金	11,398	11,754	11,830	103.8	100.6
	(10) 合 計	17,187	17,544	17,619	102.5	100.4

(11) 制度改革促進基金取崩	0	0	0	—	—
(12) 制度改革促進基金期末 残高	0	0	0	—	—

(13) 収支差額変動準備金繰入	504	184	215	42.7	116.8
(14) 収支差額変動準備金取崩	0	0	0	—	—
(15) 収支差額変動準備金期 末残高	8,523	8,694	8,738	102.5	100.5

(16) 国からの財政援助	0	—	0	—	—
(17) 基金補助金	0	—	0	—	—
(18) 地方公共団体からの財 政援助	453	476	482	106.4	101.2
(19) 保証料補給 (「保証料」計上分)	54	54	67	123.7	123.7
(20) 保証料補給 (「事務補助金」計上分)	301	308	298	98.9	96.6
(21) 損失補償補填金	98	114	117	119.8	103.0
(22) 事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	0	0	—	—
(23) 借入金運用益	0	0	0	—	—

実績の自己評価

(6) 基金準備金繰入
当期収支差額が、計画を上回る647百万円となったことから、繰入額は計画より63百万円増加の432百万円となった。

(13) 収支差額変動準備金繰入
収支差額647百万円の約3分の1にあたる215百万円を繰り入れることとした。

4 経営諸比率

(単位：％，ポイント)

項 目	5 年度 実績 A	6 年度		対前年 度 実績増 減 C-A	計画比 増減 C-B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	0.90	0.93	0.93	0.03	△ 0.00	(3) 経費率 給与等の人件費が前年より増加したものの計画内に収まったことや、事務費の節減により、業務費等の物件費が計画を下回ったこと等により、経費率は計画を0.05ポイント下回った。 (12) 代位弁済率 代位弁済が計画以上に増加し、保証債務平均残高も減少したことから、代位弁済率は計画を0.17ポイント上回った。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.11	0.12	0.13	0.02	0.01	
(3) 経費率	0.31	0.42	0.37	0.06	△ 0.05	
(4) (人件費率)	0.21	0.27	0.26	0.05	△ 0.01	
(5) (物件費率)	0.10	0.15	0.11	0.01	△ 0.04	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.50	0.53	0.52	0.02	△ 0.01	
(7) 支払準備資産保有率	13.36	13.44	14.84	1.48	1.40	
(8) 固定比率	6.76	6.45	6.42	△ 0.34	△ 0.03	
(9) 基金の基本財産に占める割合	33.68	33.00	32.86	△ 0.82	△ 0.14	
(10) 求償権による基本財産固定率	3.39	4.07	4.63	1.24	0.56	
	812	999	1,158	—	—	
(11) 基本財産実際倍率	13.80	12.31	11.93	△ 1.87	△ 0.38	
(12) 代位弁済率	1.10	1.76	1.93	0.83	0.17	
(13) 回収率	4.07	1.20	1.60	△ 2.47	0.40	

注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2 基本財産固定料欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。

3 算式

(1) 保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高
(3) 経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高
(4) 人件費率	人件費／保証債務平均残高
(5) 物件費率	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高
(7) 支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高
(8) 固定比率	事業用不動産／基本財産
(9) 基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産
(10) 求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産
(11) 基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産
(12) 代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高
(13) 回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))

Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言

令和 6 年度経営計画の実施状況等に関する当協会の自己評価について、令和 7 年 7 月 4 日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年 7 月 14 日、同委員会の宮廻甫允委員長から当協会会長に対して、次のとおり、「令和 6 年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

令和 6 年度経営計画の自己評価に係る意見等について

本県における令和 6 年度の景気動向は、新型コロナの 5 類引き下げ以降、経済活動の正常化に向けた動きが続いたことで、外食や旅行などのサービス消費を中心に緩やかに回復する一方、原材料価格の高騰や人手不足に加え、ゼロゼロ融資の返済本格化などもあり、コロナ禍での様々な財政支援策により、低水準に抑えられていた企業倒産件数が増加傾向で推移した。

そのような状況の中、令和 6 年度の保証承諾については、伴走支援型特別保証制度の取扱いが終了する 6 月末まではゼロゼロ融資を含む新型コロナウイルス感染症関連保証（以下「コロナ関連保証」という。）借換えの駆け込み需要があったものの、7 月以降は資金ニーズが低調に推移したことから、前年度実績及び計画を下回った。一方、返済緩和を伴う条件変更や代位弁済は、物価高騰や人手不足などの影響もあり、前年度に比べ、件数・金額ともに増加した。これらを反映した当期収支差額については、業務費の節減や利息収入の増加などにより、計画を 94 百万円上回る 647 百万円となった。

中小企業者等を取り巻く環境は、全体としては持ち直しの動きが続く一方、原材料価格の高止まりや慢性的な人手不足に加え、コロナ禍を通じて増大した債務の返済負担、さらには、価格転嫁やデジタル化対応など課題は多く、依然として厳しい状況にある。

このようなことから、今後とも中小企業者等に対し、積極的な資金繰り支援ときめ細かな経営支援に努めるとともに、協会に求められる役割を十分に果たしていくための経営基盤の強化を図るため、当委員会として以下のとおり提言する。

1. 保証部門について

物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況にある中小企業者等に対し、伴走支援型特別保証制度及び経営力強化保証制度を積極的に活用したコロナ関連保証の借換え等による資金繰り支援や多様な資金ニーズに応じた適切な保証対応に努めている。

創業者に対しては、保証月報等による広報や商工団体などが主催する創業塾、金融機関が開催する研修会等への参加により、創業資金の利用促進

に努めるとともに、保証後のフォローアップを通じて、追加保証や専門家派遣等による支援に取り組んでいる。

また、令和4年12月に策定された「経営者保証改革プログラム」を踏まえ、経営者保証ガイドラインの適切な運用を図るとともに、積極的に経営者保証を不要とする保証制度の周知、推進に努めている。

今後とも、金融機関や関係機関との情報共有や連携を強化しながら、中小企業者等のニーズに沿った保証制度の創設や迅速かつ的確な保証審査、電子化の推進などの環境づくりに努めていきたい。

2. 期中管理部門・経営支援部門について

協会が事務局となって県中小企業支援ネットワーク内に設置した経営改善支援連絡会議を通じて、資金繰りのみならず多様な経営課題に直面する中小企業者等に対して、地域金融機関や支援機関と連携・協働しながら、早期の経営支援に努めていることは評価できる。

また、返済に支障が生じている中小企業者等に対しては、条件変更申込に対して弾力的に対応するとともに、大口保証先等については、重点管理企業として、企業訪問等を通じて実態把握に努め、個々の課題に応じた支援に取り組んでいる。

再生支援の必要性がある保証付き融資のシェアの高い中小企業者等に対しては、メイン金融機関と目線合わせの上、活性化協議会への積極的な相談持込みにも取り組んでいる。

今後とも、協会が金融機関や中小企業支援機関のハブとなり、様々な経営課題に直面している中小企業者等に寄り添った資金繰り支援、経営支援に取り組んでいきたい。

3. 回収部門について

無担保求償権の増加、法的整理等の増加等により回収環境が厳しくなる中、新規求償権に対する早期の現況把握、既存求償権に対する効率的な訪問督促や弁済中断先に対する督促強化、有担保求償権に対する担保物件や債務者等の現況に応じた効果的な処分等の取組により、計画を上回る回収実績を上げたことは評価できる。

また、経営改善意欲のある求償権先に対し、専門家派遣による経営改善計画書の策定支援など、事業再生に向けた支援を実施している。

今後とも、回収環境は厳しさを増していくことが予想されることから、引き続き関係部署と緊密な連携を図り、個別求償権先の早期の実態把握に努めるとともに、「経営者保証ガイドライン」等を踏まえながら、個々の実情に応じた効果的かつ効率的な管理・回収に取り組んでいきたい。

4. その他間接部門について

安定的かつ持続可能な協会運営を行うため、基本理念等の更なる定着に努めるとともに、業務の効率化や経費削減等に取り組んだほか、一般事業主行動計画に基づく働きやすい職場環境づくりや、事業継続計画に基づくリスク管理体制の確立等に取り組んだことは評価できる。

また、広報活動においては、広報活動基本方針に基づき、マスメディア等の積極的な活用や関係機関等と連携した広告・記事の掲載など、情報発信の強化に努めている。県の「かごしまスポーツ応援団体」として「鹿児島ユナイテッドＦＣ」とのオフィシャルスポンサー契約、「鹿児島ギャランティカップ」への協賛を行うなど、地域貢献活動の推進にも努めている。

中小企業者等の倒産件数や代位弁済が増加傾向にあるなど、協会を取り巻く環境、役割が変化する中、中小企業者等や金融機関により一層信頼される協会を目指し、経営基盤やリスク管理体制の強化・充実を図るとともに、人材の育成や様々な広報媒体を用いた情報発信などに積極的に取り組み、協会に求められる公的使命に応えていただきたい。

外部評価委員会

委員長 宮廻 甫允 （鹿児島大学名誉教授）

委 員 通山 芳之 （公認会計士）

委 員 田中 佐和子 （弁護士）